

新鹿島市民会館（仮称）建設設計候補者選考
公募型プロポーザル実施要領

平成30年8月

鹿島市

目次

1 趣旨

2 業務概要

3 建設計画

- (1) 計画概要
- (2) 建設用地の概要
- (3) 施設の概要

4 プロポーザルの日程

5 実施要領等の公表及び入手方法

6 設計候補者選考の実施方針及び選考方法等

- (1) 実施方針
- (2) 選考委員会の構成
- (3) 参加資格の確認及び選考方法
- (4) 選考結果等の通知及び公表等

7 参加資格等

- (1) 参加資格要件
- (2) 参加に係る制限等

8 業務実施上の要件

- (1) 配置技術者の要件等

9 参加方法

- (1) 参加表明書及び第一次選考に係る書類の提出
- (2) 第一次選考書類の提出方法等
- (3) 第一次選考書類の提出期限
- (4) 第一次選考書類の提出場所
- (5) 第二次選考に係る書類の提出
- (6) 第二次選考書類の提出方法等
- (7) 第二次選考書類の提出期限
- (8) 第二次選考書類の提出場所
- (9) プレゼンテーション、ヒアリングの日程等

10 質疑の提出手続き等

- (1) 提出期間
- (2) 提出書類
- (3) 提出方法
- (4) 回答期限
- (5) 回答方法

11 第一次選考（ヒアリング要請者の選考）の評価基準等

- (1) 評価基準
- (2) 取組姿勢表明書のテーマ

12 第二次選考（技術提案書等）の評価基準等

- (1) 評価基準
- (2) 価格提案
- (3) 技術提案書の作成方法等
- (4) プレゼンテーション・ヒアリング時の留意事項
- (5) 優先交渉権者の特定等

13 失格事項

14 設計業務委託契約について

- (1) 契約手続き
- (2) 見積書の提出等
- (3) 契約を締結しない場合

15 その他の留意事項

16 関連図書等

17 事務局

新鹿島市民会館（仮称）建設設計候補者選考公募型プロポーザル実施要領

1 背景と趣旨

鹿島市民会館は、昭和30年3月、6ヶ町村の合併により誕生した鹿島市の象徴として昭和41年に竣工した。建設計画中の昭和37年7月8日には、本市史上、最大規模の水害が大雨により発生し、物心両面においてマチが疲弊する中で、東京五輪（昭和39年）の開催時期とも重なり“人、モノ、金”が東京に集中する状況にあつて、建設費の1/4にのぼる寄附を市民からいただくなど、苦難の末に市民と行政が一体となり建設した現在の市民会館は、鹿島市民のランドマークとして長い間、市民交流の場、文化活動の発表の場として大きな役割を担ってきた。

しかし完成後50年以上が経過し、設備や建物の老朽化が顕著になり、市民ニーズに応える事ができない状態になっている。このことから、平成25年10月に市内主要団体の代表者等で構成する「鹿島市民会館建設研究会」が設置され、新たな市民会館の建設を是とする提言がなされた。更に、鹿島市民会館建設研究会から発展的に設立された「鹿島市民会館建設検討委員会」によって平成27年3月に「新鹿島市民会館（仮称）建設基本構想・基本計画」が策定されるのだが、想定していた交付金の採択要件が厳しくなったこともあり、建設財源の確保に苦慮し、計画が足踏みすることになってしまう。しかしながら、平成29年8月に市民会館建設の具体化に向けた見直し協議を再開し、市民会館に必要な機能を厳選するとともに、民俗資料館との施設の集約化及び、既存の生涯学習センター「エイブル」との一体的な活用について検討を重ね、平成30年1月に鹿島市民会館建設検討委員会によって「鹿島市民会館改築計画の再構築に関わるデザイン研究」が報告された。

奇しくも「平成30年7月豪雨」と命名され数十年に一度と言われた大雨は、西日本一体に、人的にも経済的にも甚大な被害をもたらした。幸い本市における人的被害は無かったものの、大雨特別警報に伴う住民への避難指示が初めて発令されるほどの大雨であった。そして、再来年には再び東京で五輪が開催されるという偶然が今回も重なっている。

本プロポーザルは、新たな鹿島市民会館を建設するために官民が一体となって様々な協議を重ねた結果、「鹿島市民会館改築計画の再構築に関わるデザイン研究」等が策定されたこと。また、建設予定地周辺が公用・公共用施設群が立地する行政サービス・防災・市民交流・生涯学習等の「市民活動拠点」となっていることなど、本市の地域性に充分配慮することのできる豊富な経験と高い技術力を有する設計候補者を選考するために実施するものである。

本実施要領では、その参加手続き等について、必要な事項を定めることとする。

2 業務概要

(1) 概要

- ① 業務名 新鹿島市民会館（仮称）建設基本設計・実施設計業務委託
- ② 発注者 鹿島市
- ③ 業務内容 新鹿島市民会館（仮称）本体の建築、設備、外構及び舞台、客席、照明、音響設備等の舞台特殊設備の基本設計・実施設計並びに法的申請書類作成等
- ④ 法的申請書類作成等一式

- ⑤ 詳細は新鹿島市民会館（仮称）建設基本・実施設計業務委託仕様書を参照のこと。
- ⑥ 業務期間 契約締結日から平成31年11月29日まで
- ⑦ 設計委託料の上限 80,680千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。
なお、この上限額は業務提案のために提示した額であり、契約金額ではない。

3 建設計画

(1) 計画概要

「新鹿島市民会館（仮称）建設基本構想・基本計画」及び「鹿島市民会館改築計画の再構築に関するデザイン研究」を参照のこと。

(2) 建設用地の概要

- ① 建設予定地 佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1ほか
- ② 敷地面積 約6,100㎡
- ③ 用途地域・法規制等
 - ア 用途地域 第2種住居地域（建築基準法第48条但し書きに係る協議中）
 - イ 建ぺい率 60%、容積率 200%
 - ウ 建築基準法第22条の指定区域
- ④ 地質調査 同一敷地内の地質調査資料を提供できる。別途発注によりボーリング調査を行う。
- ⑤ 既存建物 鹿島市役所、鹿島新世紀センター、生涯学習センター「エイブル」

(3) 施設の概要

- ① 計画規模等 2,600㎡程度（2,680㎡未満：必須）
- ② 前提要件 固定席750～800席程度の確保及び民俗資料館との合築は必須。
必要機能は鹿島市民会館改築計画の再構築に関するデザイン研究を参照のこと。
- ③ 概算事業費 2,020,000千円以内（税抜き）
（解体費、建築費、外構工事費含む）

4 プロポーザルの日程

	項目	日程(案)
①	プロポーザル開始公告・実施要領等の公表	平成30年 8月 1日(水)から 平成30年 8月10日(金)まで
②	参加表明書、第一次選考提出書類に関する質疑・回答書の提出期間	平成30年 8月 2日(木)から 平成30年 8月 6日(月)まで
③	②の質疑に対する回答・公表	平成30年 8月 8日(水)
④	参加表明書の提出期限	平成30年 8月13日(月) 必着
⑤	第一次選考提出書類（参加表明書以外）の提出期限	平成30年 8月21日(火) 必着
⑥	参加資格要件の確認結果通知	平成30年 8月24日(金)
⑦	第一次選考（ヒアリング要請者の選考）	平成30年 8月29日(水) 予定

⑧	第一次選考結果の通知	平成30年 9月 3日(月)
⑨	第二次選考（技術提案書等）に関する質疑・回答書の提出期間	平成30年 9月 4日(火)から 平成30年 9月10日(月)まで
⑩	⑨の質疑に対する回答	平成30年 9月13日(木)
⑪	第二次選考（技術提案書等）の提出期限	平成30年10月10日(水) 必着
⑫	第二次選考 (公開プレゼンテーション、ヒアリング)	平成30年10月20日(土) 予定
⑬	第二次選考の結果通知	平成30年10月23日(火) 予定
⑭	契約締結	平成30年11月 9日(金) 予定

※本プロポーザルに係る全ての問合せ・質疑・書類の提出等は（土、日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで）事務局で受付けるものとする。

5 実施要領等の公表及び入手方法

実施要領等は鹿島市ホームページにおいて公表するものとし、平成30年8月1日(月)12時からダウンロードできる。

【鹿島市役所ホームページ】 <http://www.city.saga-kashima.lg.jp>

6 設計候補者選考の実施方針及び選考方法等

(1) 実施方針

鹿島市は、「新鹿島市民会館建設工事に係る設計候補者選考の基本方針」に基づき設計候補者の選考にあたり新鹿島市民会館(仮称)建設設計候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置し、公募型プロポーザルを実施する。

(2) 選考委員会の構成 (◎委員長 ○副委員長)

委員氏名	所属等
◎ 三島 伸雄	佐賀大学大学院 工学系研究科 教授
宮原 真美子	佐賀大学大学院 工学系研究科 准教授
山口 俊裕	佐賀県 建築住宅課 施設整備室 副室長
○ 中村 雄一郎	鹿島市民会館建設検討委員会 座長
平田 敏子	鹿島市文化連盟
宮津 彰子	(一財)鹿島市民立生涯学習・文化振興財団 副理事長
永池 守	生涯学習センター「エイブル」館長
藤田 洋一郎	鹿島市 副市長

(3) 参加資格の確認及び選考方法

選考委員会の審査は、非公開とする。ただし、委員長が選考委員会に諮って公開すると決定したときはこの限りでない。また、選考は下記②、③の2段階方式で行うこととする。

①参加資格の確認

第一次選考に先だち、本プロポーザル参加者の参加資格要件について確認を行う。なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とし、提出された取組姿勢表明書等についての審査は行わない。参加資格の確認結果は文書で通知するとともに、鹿島市HPで公表する。

②第一次選考

提出書類について選考委員会が別途公表する評価基準に基づき審査を行い、参加表明書等の提出者（以下「参加者」という。）の中からヒアリング要請者を5者程度選考し、技術提案書等の提出要請を行う。

③第二次選考（公開プレゼンテーション、ヒアリング）

ヒアリング要請者による技術提案書等についてのプレゼンテーションに対し、選考委員会がヒアリングを実施し、最優秀者1者及び次点者1者を選考する。

(4) 選考結果等の通知及び公表等

第一次選考及び第二次選考の結果は、各選考毎の全ての参加者（有資格者）に文書で通知することとし、併せて鹿島市ホームページで公表する。また、参加者（有資格者）は自らの選考結果について、通知日から起算して7日以内（土・日・祝日を除き午前9時～午後5時まで）に書面により事務局に説明を求めることができる。

最優秀者の選考後に、本プロポーザルの講評についても鹿島市のホームページで公表するものとする。

7 参加資格等

(1) 参加資格要件

本プロポーザルには、単独の建築士事務所又は複数の建築士事務所による共同企業体により参加することができる。ただし、業務遂行のため、下記要件（ア）、（イ）、（ウ）を満たすこと。

(ア) 単独の建築士事務所により参加する場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に定める一級建築士が5人以上勤務していること。（公告日時点において3か月以上の恒常的な雇用関係にあることが証明できること。）

(イ) 複数の建築士事務所による共同企業体により参加する場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に定める一級建築士が、一つの建築士事務所に1人以上かつ共同企業体において合計5人以上勤務していること。（公告日時点において3か月以上の恒常的な雇用関係にあることが証明できること。）また、共同企業体のすべての構成員は、構成員の数の逆数に10分の6を乗じて得た率以上の出資比率であることとし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(ウ) その他、参加者は下記の①～⑩の資格要件をすべて満たすこと。なお、上記（イ）の共同企業体により参加する者は、下記①の資格要件について、共同企業体の代表企業が満たせば足りることとする。

① 次に掲げる同種施設又は類似施設のいずれかについて、元請（共同企業体等の場合は、代表企業としての実績に限る。）として平成10年4月1日から本プロポーザ

ルの公告日までに新築（改築を含む）に係る基本設計及び実施設計業務が完了した実績を有すること。

※「同種施設」プロセニウム型舞台を有する500席以上の劇場建設の基本設計及び実施設計業務

※「類似施設」国土交通省告示第十五号の別添二 建築物の類型の十二 文化・交流・公益施設の第2類中「映画館、劇場・音楽ホール（プロセニウム型舞台を有する劇場を除く）、美術館、博物館、図書館」で延床面積が3,000㎡以上の施設の基本設計及び実施設計業務

- ② 地方自治法施行令（昭和22年令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ④ 本プロポーザルの参加表明書の提出期限から契約の日までの間、いずれの自治体等においても指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 契約の日以前6ヶ月以内に金融機関において、不渡り手形等を出していないこと。
- ⑦ 参加者である法人及びその役員並びに個人は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団ではないこと。さらに、暴力団員、暴力団と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する団体及び個人でないこと又はそれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと。
- ⑧ 本プロポーザル募集の参加表明書の提出期限から契約の日までの間、営業停止中でないこと。
- ⑨ 選考委員会の委員が属する企業等又はその企業などと、資本面または人事面において関連がある者でないこと。
- ⑩ 新鹿島市民会館（仮称）基本構想・基本計画及び鹿島市民会館の再構築に関するデザイン研究の共同研究者及び協力会社と、資本面または人事面において関連がある者でないこと。

（2）参加資格の取り消し

本プロポーザルの参加表明書の提出期限から契約の日までの間に、（1）参加資格要件のうち、いずれかひとつでも満たさないことが明らかになったときは参加資格を取り消すこととする。

（3）参加に係る制限等

- ① 参加者1者につき複数の提案は認めない。また、複数の共同企業体の構成員となることも認めない。
- ② 選考委員会の委員若しくはその家族が経営し、又は役員若しくは顧問等に就任し、又は所属している建築事務所は本プロポーザルに参加することはできない。
- ③ 本業務に関する専門分野について、業務の一部を委任又は請け負わせる協力事務所

を加えることができる。ただし、この協力事務所となった者及びその者の所属する一級建築士事務所等は、本プロポーザルの参加資格を有せず自ら参加者となることは出来ない。また、協力事務所の者は管理技術者及び意匠担当主任技術者になることはできない。

(4) 共同企業体の要件

- ① 共同企業体のすべての構成員が、構成員の数の逆数に10分の6を乗じて得た率以上の出資比率であること。
- ② 共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

8 業務実施上の要件

(1) 配置技術者の要件等

- ① 管理技術者（業務の技術上の監理及び統括を行う者をいう。）を1人及び次号で定める各担当分野の主任技術者（管理技術者の下で各担当業務分野における担当技術者の中心的な役割を担う者をいう。）を1人配置すること。
- ② 主任技術者の担当する各分野は、意匠、構造、音響設計、電気設備、機械設備とする。なお、参加者がこれ以外の分野を追加することは可とする。
- ③ 管理技術者及び意匠分野担当の主任技術者は、一級建築士であること。
- ④ 構造分野担当の主任技術者は、構造設計一級建築士であること。
- ⑤ 管理技術者及び主任技術者は、各担当分野の業務について5年以上の実務経験を有すること。
- ⑥ 管理技術者及び意匠分野担当の主任技術者は、参加者又は共同企業体の代表企業に所属し、公告日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ⑦ 管理技術者が各担当分野の主任技術者を兼務しないこと。
- ⑧ 管理技術者及び各主任技術者は、原則、鹿島市との定期的な打ち合わせに毎回出席すること。
- ⑨ 管理技術者及び意匠担当の主任技術者は、500席以上の劇場・ホール施設の建築設計及び監理の実績を有すること。実績には、以前に所属した事務所等での実績も認めるが、所属していた事務所等の証明（任意様式）を添付のこと。
- ⑩ 管理技術者及び各主任技術者は、取組姿勢表明書等の提出書類に記載された者から変更できないものとする。但し、やむを得ないと市が認める場合において、同等以上の能力を有している者であると確認された場合はこの限りでない。

9 参加方法

(1) 参加表明書及び第一次選考に係る書類の提出

- ① 参加者は、提出書類に必要事項を記入し記名押印の上、全ての添付書類を添えて指定された部数を提出すること。なお、要件を満たさない場合は、一切受け付けないので留意すること。
- ② 提出書類の記載方法や提出方法等は、別途公表する「様式集」を参照すること。また、第一次選考書類（参加表明書以外）の提出期限までに同じ内容をPDFファイルに

した CD-ROM を 1 枚同封すること。

《第一次選考の提出書類一覧》

書類名称	様式	サイズ	部数
参加表明書	様式 1	A4	1 部
共同企業体結成届 (注 1)	様式 1-1	A4	1 部
参加資格確認書 (注 2)	様式 2	A4	1 部
事務所概要書 (注 2)	様式 2-1	A4	1 部
事務所主要業務実績書 (注 2)	様式 2-2	A4	1 部
管理技術者の資格・実績確認書	様式 3	A4	12 部
主任技術者(意匠)の資格・実績確認書	様式 4-1	A4	12 部
主任技術者(構造)の資格・実績確認書	様式 4-2	A4	12 部
主任技術者(音響)の資格・実績確認書	様式 4-3	A4	12 部
主任技術者(電気)の資格・実績確認書	様式 4-4	A4	12 部
主任技術者(機械)の資格・実績確認書	様式 4-5	A4	12 部
協力事務所に関する調書	様式 5	A4	12 部
取組姿勢表明書(設計に対する基本的な考え方)	様式 6-1	A4	12 部
取組姿勢表明書(設計業務の実施方針)	様式 6-2	A4	12 部
取組体制調書	様式 7	A4	12 部
暴力団排除に関する誓約書 (注 2)	様式 8	A4	12 部
第一次選考提出書類チェックリスト	様式 9	A4	1 部

《様式 2 に係る添付書類》

建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録証明書の写し	--	A4	12 部
設計業務実績の確認書類(※)	--	A4	12 部
納税証明書 (参加者の所在地において納税すべき全ての国税、県税、市町村税)	--	--	1 部
法人登記簿の写し (交付日から 3 ヶ月以内のもの)	--	--	1 部
直近の決算書の写し	--	--	1 部

《様式 3～様式 4-5 に係る添付書類》

参加者との雇用関係を証する書類の写し	--	A4	1 部
資格証、建築 CPD 実績証明書等の写し	--	A4	1 部
設計業務実績の確認書類(※)	--	A4	1 部

《様式 5 に係る添付書類》

資格証等の写し	--	A4	1 部
設計業務実績の確認書類(※)	--	A4	1 部

(※)発注者の証明書の写し、契約書の写し(実績が確認できる部分の仕様書及び図面を含む) P U B D I S の写しなど、実績が確認できる資料を添付すること。実績が確認できる箇所に目印(マーカー等)を付けること。用紙が A4 より大きい場合は A4 折とする。

(注1) 様式1-1は共同企業体で参加する者のみの提出とする。

(注2) 単独事務所又は、共同企業体のいずれの場合であっても事務所(構成員)毎に提出すること。尚、様式8については協力事務所も提出すること。

《その他の書類》

辞退届(第一次選考、第二次選考共通)	様式 10	A4	1部
参加表明書及び第一次選考質疑・回答書	様式 11	A4	--
第二次選考質疑・回答書	様式 12	A4	--

(2) 第一次選考書類等の提出方法等

- ① 提出書類は郵送、配送又は持参(配達証明付き書留郵便等、配達日(到着日)を指定でき配達記録が残る方法に限る)することとし、到着予定日を事務局に電話で連絡すること。なお、差出控えは、第一次選考の結果通知書を受領するまで保管すること。
- ② 宛名面には「参加表明書在中」又は、「第一次選考書類在中」と朱書きすること。
- ③ 第一次選考書類の受領確認は、持参の場合は受領時に整理番号を付した第一次選考書類受領書を交付する。郵送、配送の場合は、事務局から F A X にて整理番号を付した第一次選考書類受領書を送信するので、受信後に、電話で事務局に連絡すること。
- ④ 第一次選考書類受領書に付した整理番号を本プロポーザルにおいて参加者固有の番号とし、第二次選考の提出書類等に記入を求めると留意すること。

(3) 第一次選考書類等の提出期限

- ① 参加表明書 平成30年8月13日(月)午後5時
参加表明書の受領後に事務局から E メールを送信するので、確認の E メールを返信すること。
- ② 第一次選考書類 平成30年8月21日(火)午後5時

(4) 第一次選考書類等の提出場所 事務局(鹿島市総務部総務課 総務係)

(5) 第二次選考に係る書類の提出

- ① ヒアリング要請者は、提出書類に整理番号及び必要事項を記入し記名押印の上、指定された部数を提出すること。なお、完備されていない書類は一切受け付けしないので留意すること。
- ② 提出書類の記載方法や提出方法等は、別途公表する「様式集」を参照すること。また、提出書類と同じ内容(価格提案書を除く)を PDF ファイルにした CD-ROM を 1 枚同封すること。

《第二次選考提出書類一覧》

名称	様式	サイズ	部数
技術提案書提出書	様式 13	A3	12部
技術提案書	様式 14	A3	12部

設計工程及び全体概略工程表（施工方法、騒音、振動等に対する考え方を含む）	任意様式	A3	12部
価格提案書	様式15	A4	1部
ヒアリング出席者報告書	様式16	A4	1部
第二次選考提出書類チェックリスト	様式17	A4	1部

(6) 第二次選考書類の提出方法等

- ① 提出書類は郵送、配送又は持参（配達証明付き書留郵便等、配達日（到着日）を指定でき配達記録が残る方法に限る）することとし、到着予定日を事務局に電話で連絡すること。なお、差出控えは、第二次選考の結果通知書を受領するまで保管すること。
- ② 宛名面には「技術提案書等在中」と朱書きすること。
- ③ 第二次選考書類の受領確認は、持参の場合は受領時に技術提案書等受領書を交付する。郵送、配送の場合は、事務局からFAXにて技術提案書等受領書を送信するので、受信後に、電話で事務局に連絡すること。
- ④ 設計工程及び全体概略工程表の様式は任意様式とする。なお、A3サイズに1枚以内に記述すること。

(7) 第二次選考書類の提出期限 平成30年10月10日（水）午後5時

(8) 第二次選考書類の提出場所 事務局（鹿島市総務部総務課 総務係）

(9) プレゼンテーション、ヒアリングの日程等

- ① 期日 ヒアリング要請者に別途通知
- ② 集合時間 ヒアリング要請者に別途通知
- ③ 場所 鹿島新世紀センター 2F 会議室（予定）

10 質疑の提出手続等

(1) 提出期間

- ① 第一次選考書類に係る質疑
平成30年8月2日（木）～平成30年8月6日（月）
- ② 第二次選考書類に係る質疑
平成30年9月4日（火）～平成30年9月10日（月）

(2) 提出書類 質疑・回答書（様式11、様式12）

(3) 提出方法 Eメールで事務局に提出し、電話で着信の確認を行うこと。

(4) 回答期限（第一次選考書類に係る質疑） 平成30年8月8日（水）
（第二次選考書類に係る質疑） 平成30年9月13日（木）

(5) 回答方法 第一次選考書類の質疑に対する回答は質問者にEメールで通知する。
第二次選考書類の質疑に対する回答はヒアリング要請者すべてにEメールで通知する。また、各選考ごとに適宜、質疑・回答を鹿島市ホームページで公表する。

11 第一次選考（ヒアリング要請者の選考）の評価基準等

（1）評価基準

評価項目	評価の着目点				配点
	判断基準				
参加者の評価	設計業務の実績	実績の種類、規模及び件数について評価する			20点
	技術者数等	本業務に関わる有資格技術者の人数を評価する			
配置技術者の評価	専門分野の技術者の資格	各担当分野について資格の内容を評価する	主任技術者	音響	40点
				電気設備	
				機械設備	
	専門分野の技術者の実務経験等	CPD単位取得状況など	主任技術者	管理技術者	
				意匠	
				構造	
音響					
業務実績	建築設計及び管理の実績	主任技術者	管理技術者		
			意匠		
取組姿勢表明書の評価	設計に対する基本的な考え方	新鹿島市民会館(仮称)の改築計画に関するデザイン研究等の策定主旨や検討内容等を踏まえ、施設計画の課題や民俗資料館との合築による特徴を具現化するためにどのような視点で設計を行うか。			40点
	設計業務の実施方針	設計業務の取組体制や担当チームにどのような特徴があるのか。また、発注者や利用団体等からの要望を設計に反映させる手法及び市民に対する設計内容の説明方法をどのように考えているか			

12 第二次選考（技術提案書等）の評価基準等

（1） 評価基準

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
取組姿勢表明書及び設計工程等に係るプレゼンテーション・ヒアリングの内容を総合的に評価する	取組姿勢表明書についての説明等	設計に対する基本的な考え方及び設計業務の実施方針に係る考え方について評価する。	20点
	設計工程及び全体概略工程等についての説明等	設計工程及び全体概略工程並びに施工方法、騒音、振動等に対する考え方についての的確性、実現性、創造性について評価する。	
技術提案にあたってのプレゼンテーション・ヒアリングの内容を総合的に評価する	施設計画についての提案	公演、文化祭等におけるエイブルとの連携など相互の施設・設備（楽屋等）スペースの有効利用についての考え方及び、民俗資料館との合築による鹿島市らしさの発揮と市民交流の促進について具体性、実現性、創造性を評価する。	80点
	土地利用計画についての提案	市庁舎、エイブル等の立地状況及び市道を挟んで隣接する職員駐車場の利用を含めて、敷地内への出入りや市内循環バスの停留所の配置及び新世紀センター等への施設利用者や車両の動線を考慮した安全で効率的な土地利用計画（接道となる市道の改築工事を含む提案も可）について具体性、実現性、創造性を評価する。	
	コストの低減についての提案	構造・工法及び素材等の工夫による建設コストの縮減、環境に配慮した省エネルギー対策及び、施設の長寿命化に係るライフサイクルコストを低減できる考え方の具体性、実現性、創造性を評価する。	
	その他の提案	上記の他に本事業に有益な提案。	

(2) 価格提案

本業務を実施するにあたっての見積額は価格提案として提出すること。価格提案書の提出方法は、別添「様式集」による。

(3) 技術提案書の作成方法等

① 提案課題

技術提案書の作成にあたり施設の基本的な機能等については、「鹿島市民会館改築計画の再構築に関するデザイン研究」を踏まえるとともに、次の提案課題についてわかりやすく記載すること。

提案課題	主なテーマ
施設計画	公演、文化祭等におけるエイブルとの連携など相互の施設・設備（楽屋等）の利用についての考え方及び、民俗資料館との合築による鹿島市らしさの発揮と市民交流の促進についての提案
土地利用計画	市庁舎、エイブル等の立地状況及び市道を挟んで隣接する職員駐車場の利用を含めて、敷地内への出入りや市内循環バスの停留所の配置及び新世紀センター等への施設利用者や車両の動線を考慮した安全で効率的な土地利用計画（隣接となる市道の改築工事を含む提案も可）についての提案
コストの低減	構造・工法及び素材等の工夫による建設コストの縮減、環境に配慮した省エネルギー対策及び、施設の長寿命化に係るライフサイクルコストを低減できる考え方の提案
その他の提案	上記の他に本事業に有益な提案

② 作成の留意点

プロポーザルは、提案に対する考え方や具体的な取組み方法を求めるものであり、当該業務の具体的な内容及び成果品の一部の作成や提出を求めるものではない。

(4) プレゼンテーション・ヒアリング時の留意事項

本プロポーザルは市民の関心が高い事業であり、選考の透明性を確保する観点から、プレゼンテーション・ヒアリングは公開で実施する。

- ① ヒアリングの順番は、技術提案書等の到着順（郵便局の受付消印で確認）とする、ただし、到着が同日同時刻の場合は、提案者の五十音順とする。
- ② 所要時間は、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分間程度とする。
- ③ ヒアリング要請者は、自己の出席時間以外に入室することはできない。
- ④ ヒアリングには、管理技術者及び意匠担当主任技術者が必ず出席することとし、加えて主任技術者の中から2人以内（合計4人以内）が出席できることとする。
- ⑤ ヒアリングの内容は、「取組姿勢表明書（様式6-1、6-2）」、「設計工程及び全体概略工程表」、「技術提案書（様式14）」の説明（プレゼンテーション）及び選考委員からの質疑とする。
- ⑥ プレゼンテーションに際しては、提出した技術提案書、取組姿勢表明書、設計工程及び全体概略工程表（拡大したもの又はプロジェクター等を使用し拡大映像での使用

も可)のみを使用すること。但し、選考委員の質疑に対する回答・説明において、既存建築物の写真を使用し若しくは本実施要領で提示する**16 関連図書等**を使用して導入する工法等のイメージ等を示すための限定的な表現・説明は許容することとする。

- ⑦ プロジェクターを使用して説明する際のパソコンは、ヒアリング要請者が各自で用意するものとする。プロジェクター、スクリーンは、事務局で用意したものをを使用すること。
- ⑧ ヒアリング要請者は、審査時の説明に際して、社名を伏せることとする。そのため、ヒアリング時に企業名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないものとする。

(5) 優先交渉権者等の特定等

第一次選考及び第二次選考を総合的に審査し、最低基準点に達した者の中から最優秀者（優先交渉権者）及び次点者を1者ずつ特定することとする。また、選考結果は第二次選考に参加したヒアリング要請者全てに対し、書面により通知する。

13 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ② 提出書類が本実施要領等に示された条件に適合しない場合
- ③ 提出方法、提出先及び提出期限を守らなかった場合
- ④ 第三者の著作権を侵害する内容を含んだ提案を
- ⑤ 参加者及び協力事務所が、選考委員会の委員又は事務局関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合
- ⑥ 本プロポーザルの参加資格要件を満たさない場合
- ⑦ その他、選考委員会が不相当と認めた場合

14 設計業務委託契約について

(1) 契約手続き

特定した最優秀者（優先交渉権者）が参加資格を満たさないと判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点者と交渉し、契約手続きを進めるものとする。

(2) 見積書の提出等

- ① 鹿島市は、優先交渉権者と提案内容を含めた契約交渉を行い、仕様書を定めたうえで価格提案書を基に見積もり徴収を行う。ただし、優先交渉権者との契約交渉が不調となった場合は、次点者に対し同様の交渉を行い、見積もり徴収を行う。
- ② 見積金額の内訳書は、契約締結後、見積書に記載された金額に対応した内訳書を提出すること。

(3) 契約を締結しない場合

見積書提出後から契約締結日までの期間において、優先交渉権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該優先交渉権者と契約を締結しない。この場合におい

て、当該契約者は違約金として提案価格の100分の3に相当する金額を市に支払わなければならない。また、優先交渉権者が正当な理由がなく契約を締結しない場合も同様とする。

- ① 鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領、及び同措置基準に基づく入札参加(指名)停止の措置を受けた場合又措置事由に該当した場合。
- ② 鹿島市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団等であることが判明した場合。
- ③ 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てを行った場合。
- ④ 営業停止の処分または業務委託を行うに必要とする許可等が取消された場合。
- ⑤ 提出書類等に虚偽があった場合。

15 その他の留意事項

- ① 参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。但し、評価基準等に基づき評価を行い、その結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、優先交渉権者として選考しない。
- ② 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本事業を中止する場合がある。この場合鹿島市は、参加者に対して一切の責任を負わない。
- ③ 全ての提出書類は返却しない。
- ④ 技術提案書等の作成に要した費用、旅費等、本プロポーザルの参加に要する一切の費用は参加者の負担とする。
- ⑤ 本プロポーザルに係る提出書類は返却しない。また、鹿島市はこの書類を無償で複写、保存する権利を有するものとする。また、最優秀者、次点者の提案に関し、市が必要とする場合には技術提案書等は無償で公表できるものとする。この場合、提案者名を明示する。
- ⑥ 本プロポーザルに係る全ての提出書類は、鹿島市情報公開条例を準用し、取り扱うこととする。
- ⑦ 提出期限後の提出書類の内容の変更、差し替え等は受け付けない。記載事項がない場合でも、その旨を記載して提出すること。
- ⑧ 提出された取組姿勢表明書、技術提案書等に係る著作権は、第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属するものとする。なお、提出書類の中で、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。第三者の著作権に関する責任は使用した提案者が全て負うこと。
- ⑨ 具体的な設計作業は、技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、仕様書に基づいて市との協議の上で、契約締結後に開始する。
- ⑩ 第一次選考提出書類(参加表明書等)の提出以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式13)を提出すること。なお、技術提案書の提出及びヒアリングを辞退する場合も、辞退届(様式13)を提出すること。
- ⑪ 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

16 関連図書等

- ① 都市計画図（建設予定地周辺）
- ② 道路台帳（建設予定地周辺）
- ③ 下水道台帳（建設予定地周辺）
- ④ 配置図（建設予定地周辺）
- ⑤ 鹿島市生涯学習センター「エイブル」平面図等
- ⑥ 鹿島市生涯学習センター「エイブル」完成記念誌
- ⑦ 民俗資料館に関する資料
- ⑧ 市内循環バス／市役所・エイブル前停留所配置図
- ⑨ 保健センター「エイブル」健診時の検診バス配置図
- ⑩ 鹿島市文化祭

※関連図書、本実施要領に係る様式集等は鹿島市ホームページで公表する。

17 事務局

鹿島市 総務部 総務課 総務係

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1

TEL0954-63-2111 FAX0954-63-2129

Eメール soumuka@city.saga-kashima.lg.jp